

医政支発 0930 第 3 号  
令和 2 年 9 月 30 日

各都道府県医政主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局医療経営支援課長  
（公 印 省 略）

特定医療法人の承認要件の一部改正について

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）の一部改正に伴い、医療法施行規則第三十条の三十五の三第一項第二号ロの規定に基づき厚生労働大臣が定める予防接種（平成 29 年厚生労働省告示第 314 号）第 5 号に規定していたロタウイルス感染症に係る予防接種が削除されました。それに伴い、特定医療法人の承認要件について、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、改正告示の適用日（令和 2 年 10 月 1 日）から適用することとしますので、御了知の上、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の医療法人に周知徹底を図るようお願いいたします。

記

改正通知

- 「租税特別措置法施行令第 39 条の 25 第 1 項第 1 号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成 15 年医政指発第 1009001 号） 別添

○「租税特別措置法施行令第39条の25第1項第1号に規定する厚生労働大臣が財務大臣と協議して定める基準を満たすものである旨の証明書等の様式の制定について」（平成15年10月9日医政指発第1009001号）の一部改正

改 正 後				改 正 前			
			付表1				付表1
証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類				証 明 願 記 1 及 び 2 に 係 る 添 付 書 類			
申請者名 _____ 印				申請者名 _____ 印			
住 所 _____				住 所 _____			
以下のとおり相違ありません。				以下のとおり相違ありません。			
1～4(略)				1～4(略)			
5 予防接種に係る診療収入の証明				5 予防接種に係る診療収入の証明			
定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの		定期の予防接種等		任意の予防接種のうち告示に定めるもの	
定期接種	円	麻疹	円	定期接種	円	麻疹	円
臨時接種	円	風しん	円	臨時接種	円	風しん	円
	円	インフルエンザ	円		円	インフルエンザ	円
	円	おたふくかぜ	円		円	おたふくかぜ	円
(削除)							
計		円	計	円	計		円
		予防接種に係る収入合計 ㊹		円			円
(記載上の注意事項) ○ ④が㊹と一致すること。				(記載上の注意事項) ○ ④が㊹と一致すること。			
6～8(略)				6～8(略)			